



新宿の未来へ あなたの一票を

# 新宿区議会議員選挙

投票日 4月24日(日) 午前7時～午後8時

4月24日(日)は新宿区議会議員選挙の投票日です。  
最も身近な新宿区政の方向を決める大切な選挙です。  
一人一人の意見を区政に反映させるため、大切な一票、必ず投票しましょう。  
【問合せ】区選挙管理委員会事務局 (第1分庁舎3階) ☎ (5273) 3740へ。



## ◆投票できる方◆

新宿区の選挙人名簿に登録されている方で、投票する日現在、引き続き新宿区に住所がある方です。今回の選挙で新たに選挙人名簿に登録されるのは、満20歳以上(平成3年4月25日以前に生まれた方)の日本国民で、平成23年1月16日までに新宿区に転入の届け出をし、4月16日現在、新宿区に引き続き住民登録のある方です。

### ●新宿区に転入した方

1月17日以降に新宿区に転入の届け出をした方は、今回の新宿区議会議員選挙の投票はできません。

※新宿区の選挙人名簿に登録されている方が、新宿区から他の区市町村に転出した後、1か月以内に新宿区に再び転入の届け出をし、投票する日現在、引き続き3か月以上新宿区に住んでいる場合は投票できます。転出した日にちによって確認が必要な場合があります。該当する方は、区選挙管理委員会事務局へご連絡ください。

### ●新宿区から転出した方

新宿区から転出した方は、選挙人名簿に登録があっても投票できません。ただし、転出する日が4月18日(月)～23日(土)の場合、転出する日までは期日前投票ができます。

### ●新宿区内で転居した方

4月8日(金)までに転居の届け出をした方は、新住所地の投票所で投票してください。

4月9日(土)以降に転居の届け出をした方は、旧住所地の投票所で投票してください。

## ◆投票所整理券◆

4月18日(月)ころにお手元に届くよう、住民票の世帯ごとにとめて封書でお送りします。投票の際は、ご自分の投票所整理券を確認の上、お持ちください。

投票所整理券が届かない場合や紛失した場合でも投票できます。投票所の係員にお申し出ください。

## ◆投票の方法◆

投票用紙には、「候補者1人の氏名」を書いてください。氏名以外は書かないでください。

## ◆期日前投票のご利用を◆

投票日当日、仕事や旅行、レジャーなどで投票所に行くことができない方は、期日前投票ができます。

○期日前投票ができる場所・日時は下表のとおりです

期日前投票所設置場所	所在地	設置期間
区役所第1分庁舎1階	歌舞伎町1-5-1	4月18日(月)～23日(土) 午前8時30分～午後8時
四谷特別出張所	内藤町87	
笹塚特別出張所	笹塚町15	
榎町特別出張所	早稲田町85	
若松町特別出張所	若松町12-6	
大久保特別出張所	大久保2-12-7	
戸塚特別出張所	高田馬場2-18-1	
落合第一特別出張所	下落合4-6-7	
落合第二特別出張所	中落合4-17-13	
柏木特別出張所	北新宿2-3-7	
角筈特別出張所	西新宿4-33-7	

### ○期日前投票所に持参するものは？

投票所整理券がお手元に届いていれば、裏面の「期日前投票宣誓書(兼請求書)」に必要事項を記入の上お持ちください。

投票所整理券を紛失したなどの場合は、期日前投票所に備え付けてある「期日前投票宣誓書(兼請求書)」をご利用ください。

※印鑑は不要です。

### ○住所によって期日前投票所は決められていますか？

期日前投票は、上記のいずれの期日前投票所でもできます。

ただし、投票日当日(4月24日(日))は、決められた投票所のみでの投票となります。投票所整理券をご確認ください。

### ○長期の旅行などで期日前投票所に行けない場合は？

長期の旅行などで投票日当日の投票所や期日前投票所に行けない場合は、滞在地で不在者投票ができます。

【裏面をご覧ください】

